

高齢者虐待事案対応要領の制定について（通達）

〔最終改正 令和7.10.8 例規人対第30号
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

みだしの要領を下記のように定め、平成29年4月4日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

なお、高齢者虐待事案対応要領の制定について（平成28.12.12：一般生対・広・務・地域・刑企・捜一第194号）の一般通達は、廃止する。

記

高齢者虐待事案対応要領

第1 趣旨

この要領は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づく高齢者虐待に係る事案（以下「高齢者虐待事案」という。）への対応に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この要領で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第3 認知時における適切な対応

1 市町村への通報

警察署長は、警察安全相談、犯罪捜査、保護その他の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知したときは、法第7条第1項若しくは第2項又は法第21条第2項若しくは第3項の規定による通報（以下「市町村通報」という。）をしなければならない。

2 市町村通報の判断に係る留意事項

(1) 虐待行為があつたことの明確な裏付けができない場合の判断

虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、関係者の申出内容等により、高齢者虐待が行われた可能性があると認められる事案については、市町村通報の対象とすること。

(2) 加害者が養護者に該当するかどうかの判断が困難な場合等の判断

ア 加害者が虐待を受けた高齢者の養護者に該当するかどうかの判断が困難な場合であっても、加害者が当該高齢者と同居しているときは、高齢者虐待事案に該当する可能性がある事案として市町村通報の対象とすること。

イ 加害者が養護者に該当しない場合であっても、親族であるときは、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、市町村通報の対象とすること。

(3) 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合の判断

認知症に起因する被害妄想が疑われる高齢者から高齢者虐待を受けている旨の申出がなされた場合にあっては、市町村において福祉的な観点から必要な対応を行うことがあるため、市町村通報の対象とすること。

(4) 配偶者からの暴力事案に該当する場合の判断

配偶者から行われた高齢者虐待事案であって、身体に対する暴力又はこれに準ず

る心身に有害な影響を及ぼす言動が行われているものについては、高齢者虐待事案として市町村通報をするとともに、被害者等の要望に応じた適切な措置を講じること。この場合において、被害者の保護が必要なときは、市町村又は配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）に引き継ぐこと。

3 通報要領

(1) 警察本部の所属

ア 警察本部の所属長（人身安全対策課長を除く。）は、高齢者虐待事案を認知したときは、速やかに警察共通基盤システム（以下「システム」という。）に概要を入力の上、人身安全対策課長に事案の内容を連絡するものとする。

イ 人身安全対策課長は、高齢者虐待事案を認知したとき（前記第3の3の（1）のアの連絡を受けたときを含む。）は、速やかに虐待を受けたと思われる高齢者の住所地又は居所を管轄する警察署長に市町村通報に係る措置について引き継ぐものとする。

(2) 警察署

ア 警察署長は、高齢者虐待事案を認知したとき（前記第3の3の（1）のイの引継ぎを受けたときを含む。）は、システムに概要を入力の上、速やかに虐待を受けたと思われる高齢者の住所地又は居所の市町村に市町村通報をするものとする。

イ 市町村通報は、高齢者虐待事案通報票（別記様式。以下「通報票」という。）を送付することにより行うものとする。この場合において、急を要するときは、電話等により事案の概要を連絡し、事後に通報票を送付することとする。

ウ 通報票の作成に当たっては、市町村通報をする時点で詳細が判明していない事項については「不詳」と記載し、当該事項の調査により市町村通報が遅れることのないよう配意するものとする。

4 通報後の措置状況の把握

(1) 警察署長は、市町村長に対し、市町村通報をした高齢者虐待事案に係る措置結果を連絡するよう依頼しておくものとする。

(2) 警察署長は、市町村通報後1箇月を経過してもなお市町村長から高齢者虐待事案に係る措置結果の連絡がないときは、当該市町村長に措置の状況を確認するものとする。

5 市町村通報以外の措置

(1) 高齢者虐待事案への対応に当たっては、市町村通報と並行して、事件化の要否、事案の緊急性・重大性等を迅速に判断し、必要と認めるときは、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに、必要な捜査を積極的に行って事件化し、事態が深刻化する前に被害者を保護するものとする。

(2) 刑罰法令に抵触しない高齢者虐待事案については、加害者に対する警告を行うなど、必要な措置を講じるものとする。

第4 警察署長に対する援助要請への対応

1 援助の判断

警察署長は、法第12条第1項の規定による援助の求め（以下「援助要請」という。）を受けたときは、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認等のための措置等の状況を確認し、援助を行うかどうかについて判断するものとする。この場合において、援助を行わないこととしたときは、その経緯等を記録しておくものとする。

2 援助の範囲

援助要請を受けた警察署長が行う援助は、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の規定により警察官に与えられている任務及び権限に基づいて行う措置であり、警察官が調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

3 援助の手続

(1) 警察署長は、援助要請への対応に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長に対して、援助要請に係る書面の提出を求めるとともに、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めるものとする。

(2) 前記第4の3の(1)の事前協議の事務は、生活安全課において行うものとする。

第5 留意事項

1 関係部門と連携した迅速な対応

所属長は、高齢者虐待事案を認知したときは、生活安全部門と刑事部門その他の関係部門との情報の共有等による緊密な連携に配慮し、迅速に対応するものとする。

2 関係機関等との連携

所属長は、市町村からの連絡会議等への参加依頼に積極的に応じるほか、市町村、京都府の関係部局、民生委員等との連携を緊密にするものとする。

3 指導教養の徹底

所属長は、所属職員に対し、高齢者虐待事案に適切に対応するため、必要な指導教養を行うものとする。

4 報告等

(1) 警察署長は、市町村長から高齢者虐待事案の援助要請に係る書面を受理した場合は、当該書面の写しを人身安全対策課長に送付するものとする。

(2) 警察署長は、高齢者虐待事案のうち、人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案又は特異な取扱いについては、直ちに人身安全対策課長に連絡するものとする。

別記様式

高齢者虐待事案通報票		
年　月　日		
警察署長		
次のとおり高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、通報します。		
発見年月日	年　月　日	
発見の経緯		
高齢者	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年　月　日生 (　歳)
	住所	
	電話	(　　) —
	職業等	
養護者等	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年　月　日生 (　歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 高齢者と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話	(　　) —
	職業等	
虐待との関係	□配偶者 □子 □子の配偶者 □孫 □その他親族 () □その他 ()	
	□身体的虐待 □養護の著しい怠り □心理的虐待 □性的虐待 □経済的虐待	
虐待の状況		
参考事項		
担当者・連絡先	氏名 電話 (　　) — 内線	

注 □に✓を入れること。

(A 4)